

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		開発行為又は建築等に関する証明書の交付
根拠条例・規則名		都市計画法施行規則
条 項		第 60 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課 (電話：048-829-1428)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	都市計画法施行規則第 60 条に基づく適合証明書交付申請に関わる標準処理期間等
	設定等年月日	平成 18 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	行政庁における審査 10 日 ※関係機関との協議に要する期間を除く
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		